

## 政治資金監査に関するQ & Aの追加について

### 【登録政治資金監査人の守秘義務】

#### (趣旨)

登録政治資金監査人は、国会議員関係政治団体の政治資金監査業務を行う際に、当該団体の収支や組織及び活動の実態について知り得る立場にあり、また、実際にこれらを知ることにもなる。そして、これらの事項の中には、政治資金規正法（以下「法」という。）の規定により公表される収支報告書及び政治資金監査報告書に記載されていない事項も含まれる。

法は、登録政治資金監査人に対して守秘義務を課す（法第19条の28）とともに、その違反に対して1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する（法第26条の7）と規定している。また、国会議員関係政治団体との政治資金監査契約において、秘密保持義務が課されているのが通例であるし、そもそも専門家の職業倫理として、業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないことは当然のことである。

政治資金監査を行った国会議員関係政治団体に関して、第三者から問合せがあった場合の対応について、以下の政治資金監査に関するQ & Aを追加し、登録政治資金監査人の守秘義務について一層の理解を求めることとしたい。

#### ○政治資金規正法

##### (秘密保持義務)

**第十九条の二十八** 登録政治資金監査人又は登録政治資金監査人であつた者は、正当な理由がなく、政治資金監査の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 登録政治資金監査人の使用人その他の従業者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、政治資金監査の業務を補助したことについて知り得た秘密を漏らしてはならない。

**第二十六条の七** 第十九条の二十八又は第十九条の三十二第七項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

## Ⅱ-12 登録政治資金監査人の守秘義務

Q	政治資金監査を行った国会議員関係政治団体について、国会議員関係政治団体の関係者以外の者から登録政治資金監査人に対して問合せがあった場合、どのように対応すべきか。
A	<p>登録政治資金監査人には、政治資金規正法において守秘義務が課されるとともに、国会議員関係政治団体との政治資金監査契約においても、守秘義務が規定されることが想定されています。政治資金監査の業務を通じて知り得た事実は、公知の事実を除いて、基本的に守秘義務の対象となり得ると考えられます。</p> <p>お尋ねの場合には、問合せの内容が公知の事実である場合や、開示することについて関係者の同意があるなど正当な理由がある場合でなければ、開示すべきではありません。</p>